

1 月 1 日からマイナポイント第 2 弾が開始されました！

対象者: 令和 4 年 9 月末までにマイナンバーカードの申請をされた方
マイナポイント申込期限: 令和 5 年 2 月末まで

1 **マイナンバーカードを取得した方のうち、マイナポイントを申し込んでいない方** (これから取得される方も含む)

最大 5,000円相当のポイント

※マイナポイントを申し込み、チャージまたは買い物をすると、1人当たりその額の25%、最大5,000円分のポイントが付与されます。

2 **マイナンバーカードの健康保険証としての利用申込みをされた方** (既に利用申込みを行った方も含む)

7,500円相当のポイント

ポイント付与開始時期: 令和 4 年 6 月頃

3 **公金受取口座の登録をされた方**

7,500円相当のポイント

登録開始時期: 令和 4 年 4 月頃
ポイント付与開始時期: 令和 4 年 6 月頃

マイナポイントの予約・申込手続きは、スマートフォン・パソコン・郵便局・コンビニ(マルチコピー機・ATM)・携帯ショップのほか、住民課でも行うことができます。

マイナポイントの予約・申込手続きに必要なもの

- (1) マイナンバーカード※利用者証明用暗証番号(数字4桁)
- (2) マイナポイントを申込む決済サービスの決済手段 (お店で使うプリペイドカード・電子マネー・アプリなど)

●問い合わせ先 住民課 生活窓口係 TEL 72-3116(内線144・149)



ワクチン接種会場でもマイナンバーカードの申請ができます！

戦没者などのご遺族の皆さまへ

第十一回特別弔慰金の請求期限が近づいています 令和 5 年 3 月 31 日までに、ご請求ください

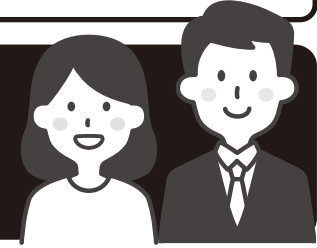
- 支給対象者 戦没者などの死亡当時のご遺族で、令和 2 年 4 月 1 日(基準日)において、「恩給法による公務扶助料」や「戦傷病者戦没者遺族等援護法による遺族年金」などを受ける方がいない場合に、要件を満たす先順位のご遺族お一人に特別弔慰金が支給されます。
- 支給内容 額面25万円、5年償還の記名国債
- 請求期間 令和 5 年 3 月 31 日まで
※請求期間を過ぎると第十一回特別弔慰金を受けることができなくなりますので、ご注意ください。
- 請求窓口 住民課 住民福祉係
- 問い合わせ先 住民課 住民福祉係 TEL 72-3116(内線141)

住民税非課税世帯等に対して臨時特別給付金を支給及び給付します

令和 3 年 11 月 19 日に閣議決定された「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」に基づき、新型コロナウイルス感染症の影響が長期化する中で、様々な困難に直面した方々に対する速やかな生活・暮らしの支援を行う観点から

住民税非課税世帯等に対して 1 世帯あたり 10 万円の給付金を支給します。

対象となる世帯などは、以下のとおりです。



※住民税非課税世帯、家計急変世帯の両方に該当した場合でも、臨時特別給付金の支給は 1 回限りです。

住民税非課税世帯 申請は必要ありませんが、確認書を返送してください

- ①対象世帯 令和 3 年 12 月 10 日時点で本町に住民登録があり、かつ世帯全員の令和 3 年度分の住民税均等割が非課税である世帯 (対象となる世帯には、2 月上旬に確認書を送付します)
※住民税が課税されている方の扶養親族などになっている場合は対象となりません。
- ②支給金額 **1 世帯あたり 10 万円**
- ③支給方法 口座振込(原則として昨年給付した特別定額給付金の振込口座に振り込みます)
- ④返送期限 町が確認書を発出した日から 3 カ月が経過するまで

家計急変世帯 申請が必要です

- ①対象世帯 申請日時点で本町に住民登録があり、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて令和 3 年 1 月以降の収入が減少し、世帯全員のそれぞれの 1 年間の収入見込み額が、住民税非課税水準に相当する額以下となる世帯
※住民税が課税されている方の扶養親族などになっている場合は対象となりません。
- ②支給金額 **1 世帯あたり 10 万円**
- ③申請方法 令和 4 年 3 月以降に受付を開始します。詳細は広報 3 月号及びホームページに掲載しますのでご確認ください。
- ④申請受付期間 令和 4 年 3 月 1 日(火)～令和 4 年 9 月 30 日(金)

●問い合わせ先 長寿福祉課 福祉医療係 TEL 72-3188(内線161)